

# \*連載 指定管理者制度の光と影—見えてきた「民が担う公共」の可能性と課題(上)

株式会社 静岡企画招選室長  
ヤマハ

48

卷之三

さを反映して、例えば愛知県議会では一回の議会で百一もの議決が行われた。改正地方自治法に定められた平成十八年九月の移行タイムリミットを踏まえ、指定は着々と進んでいる。

平成十五年七月十七日付総務省自治行政局長の通知にもある通り、指定管理者制度の主要な目的の一つが「管理経費の縮減」にあることは間違いない。その点、例えば富山県では平成十八年度から六十二施設に導入され、管理経費の削減額は初年度で十億九千六百万円と見込まれている。愛媛県では二十五施設に導入され、四億八千六百万円の削減が見込まれているが、これは対前年17・8

%の削減であるという。川崎市では百六十一施設で導入され、六億円の削減が見込まれている。しかも、うち八十三施設でこれまでと同じ管理者が指定されたにもかかわらず、公募による効果でこれだけの削減が実現するという。広島県でも、公募した六施設のうち五施設で既存の管理者が選ばれてもかかわらず、従来四億八千万円掛かっていた管理経費が二億四千二百万円とほぼ半減するとのことである。管理経費の縮減については確実に成果が出ると見えそうである。

しかし全国の自治体で、指定管理者制度の導入・選定の過程でさまざまな問題が起こっている。また、総務省の調査によれば平成十六年六月一日現在で既に千五百五十施設が指定管理者によつて運営されており、既に一年以上経過した施設もあることから、さまざまな成果や課題も見えてきた。そのような選定や運営の事例から、この指定管理者制度が、制度策定時の思惑や狙いを超えて、「想定外」の本質的な問題を我々に突き付けてい

それ是一つは、そもそも公の施設の目的は何か、そしてその目的を生み出した政策は何か、ということである。従来、施設の目的はともすれば曖昧にされ、抽象的な表現で示されているにすぎなかつた。しかし、指定管理者選定の過程では、施設運営の目標を明確にし、具体的に何を達成すればどれくらい評価されるのかを明示せざるを得ない。このことが改めて施設の目的や存在意義そのものを探すことになった。

二つ目は、そもそも公の施設とは誰のものか、ということである。指定管理者の選定には外郭団体や公的団体だけではなく、民間企業やNPO、市民団体が登場する。そのことが選定のプロセスへの市民の関心を呼び、公の施設の在り方を考える中で、市民が担う施設運営を模索する動きもつながった。施設は誰のものか、行政のものなのか、市民のものなのかは、その過程で出てきた当然の疑問である。

本稿は、指定管理者制度の「突き付ける」の二つの問題を、実際の選定や運営の具体的な事例を基に考察することにより、「民が担う公共」の可能性を

## 2 「公の施設の目的は何か」

なぜ委託料ゼロ円なのか？

本稿は、指定管理者制度の実現に向けた「二つの問題」を、実際の選定や運営の具体的な事例を基に考察することにより、「民が担う公共」の可能性と課題を明らかにすることを目的としている。

## 2 「公の施設の目的は何か」

赤字を出していた。区は利用料金制度で入場料などを指定管理者の収入とし、九百万円程度を管理経費として支払うことを想定して公募した。ところが六社あつた応募者のうち乃村工藝社(代表・今美)、「アート・新宿三丁目アーツ」(代表・佐藤)

この施設の指定管理者募集には五団体が応募し、愛知県を中心<sup>ト</sup>に結婚式場や斎場、最近はグ<sup>ループ</sup>ホームも手掛ける株式会社平安閣が指定されたが、平安閣は管理料ゼロ円で提案していた。管理料だ

(1) 「想定外」委託料せ 口印 が問い合わせる

(代表企業) J.T.E 新東産業グループが管理費はゼロで逆に年間五十万五千円を区に支払う、という計画を提出した。乃村工藝社は審査点(四百五十点満点)において管理経費(配点六十点)で満点、施設運営業務(配点七十五点)や産業振興事業(配点六十点)でも高得点を獲得し、

閣として、施設の建設費を償却する必要がない  
うでなく事業企画や集客案など総合的に平安閣が  
優れていたといい、選考委員会における点数は平  
安閣七十七点に対して次点企業が五十二点と圧倒  
的な差があった。

態が起つた。

一つは、葛飾区観光施設（管理対象施設・葛飾区観光文化センターと葛飾区山本亭）である。葛飾区観光文化センターは愛称を「寅さん記念館」といい、葛飾柴又の帝釈天の近傍にある観光施設で、寅さんの映画のセットなどが再現され、年間約四十万人が訪れる人気スポットである。有料施設で入場料は五百円（一般）、従来は区からの委託で財団法人葛飾区地域振興協会が運営し、年間九百万円程度（委託料マイナス入場料等収入）の

もう一つの事例は、愛知県の南知多老人福祉館である。この施設は愛称を「ビラ・マリーン南知多」といい、愛知県が設置して愛知県厚生事業団が委託を受けて運営してきた。海辺に建つ瀟洒なリゾートホテルのような外観・設備の老人休養施設。平成十四年から十六年までの平均宿泊者数が二万九千四百四十二人、客室稼働率73・2%の人気施設で、料金は六十歳以上および障害者が一泊二食七千四百～九千四百円である。事業団の運営で毎年五千六百万円の赤字（支払い見込み額マイナス収入見込み額）を出しており、この金額が県から管理料として支払われていた。

管理料ゼロ円応募があると、果たして利用料金で成り立つような施設も「公の施設」なのか？という疑問が湧くかもしれない。一見すると民間の営利施設と同じではないか、と思える。しかし、これらの施設は管理費だけでなく建設費まで償却できるだけの収入を上げるのはなかなか難しいため、民間ではなく公の施設としてつくられたのである。それどころか、管理費には表れない大きな負担が自治体側に存在している。

実は管理料ゼロ円というのはそれほど特殊なケ

ースではない。というのは、利用料金で黒字になつてゐる施設を指定管理者に出す場合には、(利用料金制度を適用する場合は)管理料は発生しないからである。例えば、千葉県が指定管理者を公募した国民宿舎サンライズ九十九里は、年間宿泊者七万八百三十四人、稼働率64・8%の人気施設で年間売り上げ約十一億円、黒字経営の施設である。黒字なので当然県からの委託料はゼロ、利用料金は指定管理者の収入になるが、問題はむしろ上がつた利益を県と指定管理者でどのように配分するか、ということになる。この場合は平均的な黒字旅館の経常利益率4・3%までは指定管理者、それ以上は指定管理者と県が「一対三」の割合で分ける、とのこと(しかし指定管理者の経費には一般旅館が負担する原価償却費は含まれないのでが)。

これらの施設を指定管理者制度で運営する場合、いくら管理料ゼロ円でも、あまりにも民間側のリスクが少な過ぎる。莫大な施設建設費を自治体が負担し、利用料金がすべて指定管理者の収入になるとよくなやり方は、たとえ客の減少による経費増は指定管理者の負担になるとはいへ、民間の事業と比較すればリスクはほんかに少なくすむ。債務負担もなく、何よりも観光施設の一番のリスクである施設の陳腐化リスクも所有者である自治体が抱えているのである。観光施設は常にリフレッシュしていないとたちまち客離れを起こす。施設が陳腐化し、客が入らなくなれば、指定管理者は

一スではない。というのは、利用料金で黒字になつてゐる施設を指定管理者に出す場合には、(利用料金制度を適用する場合は)管理料は発生しないからである。例えは、千葉県が指定管理者を公募した国民宿舎サンライズ九十九里は、年間宿泊者七万八百三十四人、稼働率64・8%の人気施設で年間売り上げ約十一億円、黒字経営の施設である。黒字なので当然県からの委託料はゼロ、利用料金は指定管理者の収入になるが、問題はむしろ上がつた利益を県と指定管理者でどのように配分するか、ということになる。この場合は平均的な黒字旅館の経常利益率4・3%までは指定管理者、それ以上は指定管理者と県が「一対三」の割合で分ける、とのこと(しかし指定管理者の経費には一般旅館が負担する原価償却費は含まれないのでが)。

**時事  
ニュースワード NEWS WORD 2006**

この1冊で世界の動きがすべてわかる!

時代をとらえる信頼の用語集

»世界と日本の現在を見据え、未来を予測する!  
企業や官公庁・自治体が保有する車両の運行管理  
福岡市に本社を置く株式会社西洋フードシステム  
は飲食施設の受託経営やレストラン経営を手掛け  
る西洋フードシステムズ(本社東京)の子会社で  
あり、平成十七年四月より福岡県黒木町が年金資  
金運用基金から買い取った大規模年金保養基地グ  
リーンピア八女を指定管理者として運営している。  
担当する同町の健康福祉課は、前の指定管理者  
かなり努力していた。しかし、接客マナーやサー

»世界をネットワークする時事通信社  
の第一線記者がニュースのポイントを的確に解説。  
»絡み合う情報を解きほぐし、世界と日本  
の現在を知るために用語集。  
»受験生から社会人まで、就職・論文・資格試験対策に欠かせない1冊。

●A5判・352頁●定価1260円 時事通信社

ビスの質には問題があつた。また、原価がかなり高かつたのではないか。今回の企業と比較して資金力も劣つていた」と述べている。ともあれこのケースでは次の企業が見つかり、委託料も下がり、関係者は安堵していると思われる。

### 民間企業撤退により始まる再建の苦闘

民間企業が指定管理者から撤退したもう一つの事例が、奈良県野迫川村の「ホテルのせ川」である。同施設は昭和五十七年に村営の温泉付き宿泊施設として誕生したが、近年は年間三百五十万円の赤字が出ていた。平成十六年に直営から指定管理者制度への移行を決定し公募を行つたが、応募は東京に本社のある大新東株式会社一社のみであった。交渉の結果、同社が指定管理者に選定された。条件は指定期間三年、委託料はゼロ円ですべて利用料金で賄う、というものだつた。

同社は昭和三十七年(一九六二年)創業以来、企業や官公庁・自治体が保有する車両の運行管理を一括して請け負うなどのアウトソーシングビジネスを展開する一方、日光江戸村をはじめ各地の時代村などの観光・芸能事業を行つて、東洋医学巡回診療所の併設など新たなコンセプトを打ち出し、平成十七年四月から管理運営を開始した。ところが集客が伸びず、売上額は直営の時よりも減少した。同社は、このままではおよそ年間一千万円の赤字になり、今後の黒字転換も見込めず事業継続は困難である、として撤退を申し入れ、協議の結果平成十八年一月末で契約を終了した。

看板などの原状復帰の費用は大新東側が負担し、村は指定管理者制度を断念し、直営で建て直して不振に陥り、平成十六年に投資ファンドの支援を受け再建を図つてある。再建に当たっては観光・芸能事業から撤退する一方、トータルアウトソーシングビジネスに経営資源を集中し、自治体からの幅広い業務受託拡大による事業再構築を目指している。指定管理者にも力を入れ、

### (2) 早くも「想定外」、民間企業撤退の理由とは

は万能ではないのである。

利用料金が見込める施設の場合、単に指定管理者制度で管理費のコストダウンを追い求め、委託料ゼロ円で喜ぶのではなく、もう一度施設の本当の目的にさかのぼつて見直し、目的達成のためのより効果的でリスクの少ないさまざまな手段を(その施設を手放すことを含めて)考える必要がある。そして、少なくとも建設費の一部でも回収し改修費用に充てる、あるいは債務の元利償還の一部でも賄う方法を講ずるべきであろう。指定管理者制度をきっかけに、改めてそのことを考えてはどうだろうか。

指定を返上するか自治体に改修・改築を要求すればいいのであり、自らのリスクはない。自治体にお荷物が残るだけである。

そもそもこのような施設は何のためにつくられたのだろうか。事例で挙げたような観光・集客施設の場合、自治体が設置する目的は住民・高齢者の保養・健康増進、あるいは住民の文化振興といふようなことがうたわれているが、実際には観光振興による地域経済の活性化が主な目的であろう。そうであるならば、目的達成のために、自治体が施設を建設し、「公の施設」として丸ごとリスクを抱え込むこと以外の選択肢は考えられないのだろうか。

### 民間企業による指定管理者撤退の明暗

ところが、指定管理者制度導入が進む一方で、観光・集客施設において早くも民間企業の指定管理者が撤退する動きが表面化している。

一つの事例として、佐賀県玄海町の健康福祉施設「玄海上温泉パレア」のケースがある。町が十八億円掛けて整備し、平成十六年四月にオープンしたこの施設は、当初から指定管理者制度が導入された。町は町内外の企業に打診し、最終的には佐賀市に本社があり、総合保健施設運営・高齢者生活健康管理・グループホームのフランチャイズ事業などを展開する株式会社ライフコンプレーリー

図ることである。担当する同村の地域振興課では、「従来人気のあった鍋料理などをやめて薬膳料理にするなどの営業方針の変更が顧客に受け入れられず、客離れを起こした。今後は従来からの顧客を呼び戻す努力をして集客を回復したい」としている。しかし一度失った顧客の支持を取り戻すのは容易ではないと思われる。

### 撤退が改めて突き付ける「公の施設」の目的とは何かとの問い

民間企業の撤退を「やはり企業は営利優先で駄目だ」と片付けていいのだろうか。確かに、撤退した企業の見通しの甘さや責任感の問題は否定できない。しかし自治体としては撤退事例を教訓に次の二つの点を考える必要がある。まず第一に、民間企業の指定管理者が、企業側の目標を達成できずに撤退するケースは、これから多発すると思われる。筆者は民間企業に籍を置く者として、撤退は法令や契約に違反しない限り、あながち非難はできないと考える。企業は従業員や株主に責任を負つており、経営判断の遅延はそれらのステークホルダーに迷惑を掛ける結果になりかねない。企業は赤字で直ちに倒産することはないが、逆に黒字でも財務余力がなければ、資金ショートによつて意外と簡単に倒産する。赤字は財務余力を削ぎ落としてゆく。今回のケースのような、財務体質が強いとは言えない企業の経営には細心の注意を必要とし、赤字の原因は速やかに断ち切らねば

ならないのである。指定管理者制度では、特に利用料金制度を導入した場合の民間企業の撤退は、「想定内」のリスクにしておく必要がある。

第二に改めて確認しなければならないのが、今回の場合では両方の施設とも観光・集客施設であるが、それ以前に公共の政策目的を持った「公の施設」である、ということである。民間企業がただ観光事業をするのであれば立地の良いところを選び、立地にふさわしい施設をつくりて集客する。しかし「公の施設」では自分達の町や村に立地することは所与の条件であり、マーケティングの結果ではない。立地の不利などによる赤字が発生しても税金で埋めながら、それ以上の公共財としての「外部経済」を発揮できるかが課題である。

その構造を自治体側も民間企業側も理解した上で、施設の存在によってどのような「外部経済」つまり波及効果を狙っているのかをお互いに確認し、それを最小限のコストで実現する方法は何か、を考えねばならない。赤字でも、交流人口の拡大による経済と人材の活性化、就業機会の拡大、町村の存在感・ブランドイメージの向上などが政策の目的なら、それにフォーカスを当てた営業方針がとられるべきであった。

撤退した企業の実力には問題なしとはしない。

しかし、ホテルのせ川の事例では、企業の営業方針の失敗以前に、来て欲しい客のイメージや、その客に提供する村の観光資源については、村が明確な考え方を提示し、その上で企業のアイデア（集

客や経費合理化）を求めるべきであったと思われる。玄海海上温泉パレアについては、企業のサービスと客のニーズにミスマッチが見られる。高齢者施設の職員と温泉観光施設の職員には、異なるサービスが要求される。この場合も、町が来て欲しいお客様とは誰かを明示した上で企業を選定あるいは交渉する必要があったのではないだろうか。

指定管理者の民間企業の撤退が問い合わせるものはないが、民間企業が逃げ出しても実現しなければならない「公の施設」の目的とは何か、ということであろう。そして、その目的の実現と民間企業の利益が並び立つ道は意外と狭いのだ、ということを撤退の事例は示している。

後半となる次回は、外郭団体の落選事例などを通じて公の施設の目的を問うとともに、「民が担う公共」の可能性について提言したい。

筆者紹介＝桧森 隆一（ひもり・りゅういち）。一九四九年生まれ。七三年学習院大卒。七六年日本楽器製造株式会社（現ヤマハ株式会社）入社。九三年から音楽企画制作室長として自治体、公立文化ホールのコンサート等自主事業の企画制作を担当。〇六年より現職。大型イベントのプロデュースを手掛ける。〇三年聖学院大学大学院政治政策学研究科修了。論文に「変動する社会環境と自治体改革」（聖学院大学総合研究所紀要二〇〇三・第二七号）、「芸術仲介産業の付加価値分